

## ○鋸山シンボルマークの利用に関する規則

令和4年9月12日規則第1号

### 鋸山シンボルマークの利用に関する規則

#### (目的)

第1条 この規則は、鋸山シンボルマークの利用に関し必要な事項を定めることにより、適正な利用を図り、もって鋸山のイメージアップに資することを目的とする。

#### (権利)

第2条 鋸山シンボルマークに関する一切の権利は、鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会に属する。

#### (形状及び色彩)

第3条 鋸山シンボルマークの形状及び色彩は、別表1に定めるとおりとする。

#### (利用許諾の申請)

第4条 鋸山シンボルマークを利用しようとする者は、利用しようとする日の3箇月前から7日前までの間に、シンボルマーク利用許諾申請書(別記第1号様式)に必要書類を添付して、会長に提出し、その許諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会が共催する行事のために使用するとき。
- (2) 富津市・鋸南町の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 富津市民・鋸南町民がコミュニティ活動の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

#### (利用の許諾)

第5条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鋸山シンボルマーク利用の許諾(以下「利

用許諾」という。) をするものとする。

- (1) 営利を目的として利用し、又は利用するおそれのあるとき（鋸山のPR及びイメージアップに貢献するものと会長が認めるときを除く。）。
- (2) 鋸山の品位を傷つけ、又はイメージアップの妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (5) 暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずる者の利益となるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が利用許諾をすることが適当でないとき。

2 会長は、利用許諾をするときは、シンボルマーク利用許諾通知書（別記第2号様式）により、利用許諾をしないときは、シンボルマーク利用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（利用料）

第6条 鋸山シンボルマークの利用は、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第7条 鋸山シンボルマークの利用の許諾を得た者（以下「シンボルマーク利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾を得た内容のみに使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 許諾を得た権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた形状、色彩及び向きを正しく使用すること。
- (4) 鋸山のシンボルマークであることを明記すること。ただし、明記することが困難な場合には、この限りでない。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) シンボルマークを利用した完成品を、速やかに提出すること。た

だし、完成品の提出が困難と認められる場合には、その写真又はデータの提出をもって代えることができる。

(利用許諾の取消し)

第8条 会長は、鋸山シンボルマークの利用がこの規則に違反していると認めるときは、当該利用許諾を取り消し、その旨を理由を付してシンボルマーク利用許諾取消通知書（別記第4号様式）により、シンボルマーク利用者に通知するものとする。

2 前項の規定により利用許諾を取り消されたシンボルマーク利用者は、当該利用許諾に係る物品等を使用し、又は販売してはならない。

(責任の制限)

第9条 会長は、利用許諾（第8条の規定により利用許諾を取り消した場合を含む。）によりシンボルマーク利用者又は第三者に損害が生じても、その責任を一切負わないものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、鋸山シンボルマークの利用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

鋸山シンボルマークの形状及び色彩

形状			
	区分	CMYKカラーモデル	D I Cカラー
色彩	灰色	C = 0 , M = 0 , Y = 0 , K = 80	D I C 546
	緑色	C = 80 , M = 0 , Y = 40 , K = 0	D I C 134
推奨フォント	ヒラギノUD角ゴシック、D I Nフォント		

備考

- 1 形状は、この表に定められたデザインを使用すること。
- 2 色彩は、指定のカラーによる表示が難しいときは、モノクロ又はネガによる表示をすることができる。
- 3 その他、鋸山シンボルマークの利用に係る注意事項等を別紙「鋸山ロゴガイドライン」に記載しているため、利用者は必ず熟読の上、定められた事項を遵守すること。